

画面の向こうに 人がいる インターネット社会の光と影

妹：お兄ちゃん、お父さんのパソコンで何しているの。ゲームしているの。

兄：違うよ。今日、学校でインターネットについて習ったから復習しているんだよ。

妹：ふうん。それで、どんなことを習ったの。

兄：インターネットはねえ、今いるこの場所で、世界中につながるができるんだよ。

いつでも自由に、「情報の受発信！」ってわけさ。

妹：何、それ。

兄：エヘン！インターネットは、多くの情報をすぐに収集したり、

世界中の人とコミュニケーションをとったりできるんだ。

無限の可能性が広がっているんだよ。

妹：お兄ちゃん。まるで先生みたいね。

母：二人とも、ずいぶん楽しそうじゃない。

妹：お母さん、お兄ちゃんがね、今日学校で

インターネットについて習ったんだって。



母：そうなの。そう言えば、この間新聞に、インターネットの利用者が、増え続けているって書いてあったわね。たしか…、約9,600万人で、10代後半から40代の個人の利用率は、90%を超えたんだって。

うちのおじいちゃんも、挑戦しているものね。

兄・妹：えっ、おじいちゃんが！



1

インターネットで世界がひろがる

○二人ずつ組になって、インターネットの便利な点について話し合ってみましょう。

※インターネットは、私たちの日常生活をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で大きな存在となっています。

母：確かに、インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具よね。でもね、使い方を間違えたら、自分や人を傷つけてしまうこともあるのよ。

だから、使いはじめる前に、正しい使い方やルールをきちんと知っておく方がいいわね。今夜、お父さんが帰ってきたら、みんなで話し合ってみましょう。



2 インターネットの利用による問題点

○グループで、どのような問題が起こっているか話し合ってみましょう。

(お父さんが帰宅、夕食後リビングにて)

父：インターネットは仕事には欠かせないし、電車や飛行機、ホテルの予約もできて、便利だぞ。これ
からも、どんどん便利になっていくだろうな。

兄：あのね。お母さんが、インターネットをはじめる前に、正しい使い方やルールについて、みんな
話し合っておいた方がいいって。

母：お父さんは、会社の研修で、「インターネット上の人権侵害」について何か聞いたことはないの。

父：そうだなあ。そういえば、この前受けた人権研修で最近こんなことがあったって聞いたよ。

(具体的な書き込み例)

おいおいかんぺんしてくれYO！ あんな奴が運転している道路
危なくて走れやしねえよ。
〇〇専用の車つくて、誰の目にもわかればいいんじゃない？
未来のため奴の免許をとりあげろ。

〇〇夫ウザイ！キモイ！
〇〇夫はこの町から消えろ！

スーパー〇〇の社長は、〇〇の出身で薬物中毒たそうだよ。

〇〇子には内緒でカラオケにいこうよ。
先生の前でよい子にしているから
超ムカツクんだよね。

こんな悪い事をするのは、
きっと〇〇の人よ。

なんで、〇〇〇の人が、普通のホテルにくるわけ？
〇〇〇の人が入った温泉には、入りたくないよ、普通。

3

インターネット上の人権侵害

○グループで、それぞれの事例を見て、思ったことを、話し合ってみましょう。



父：最近では、携帯電話からもインターネットにアクセスして、人権を侵害するような書き込みも後
を絶たないそうだよ。

母：本当にひどい話ね。もし、私がそんな書き込みをされたら、とても悲しいし、ひどく傷つくと思
うわ。

兄：先生の話では、僕たち中学生の間でも、携帯電話やパソコンから、悪口や人を傷つける言葉をイ
ンターネット上の掲示板やブログなどに書き込んだり、メールを送ったりして、いじめに発展す
ることがあるそうなんだ。



祖父：昔は、インターネットがなかったから、情報が、広くみんなに伝わるまでずいぶん時間がかかっ
たんだ。でも、その分、良いことか、悪いことか、ゆっくり考えることができたし、間違いを指
摘することもできたんだ。今は、一瞬にして多くの人に伝わってしまうから、一人一人が責任を
もって、正しいことかどうか判断してインターネットを利用することが大切だね。

妹：私、インターネット上でいじめられたらどうしよう。

兄：そんな時は、すぐ相談すればいいんじゃないかな。

父：お兄ちゃんの言うとおりでね。最近では、インターネットに関する法律もたくさんできているん
だよ。それに、どこで書き込まれたのかもわかるし、良くない書き込みを見つけた時だって、相
手に注意してやめさせるような取り組みもあるんだよ。

母：あっ、そうそう。和歌山県でも、警察や教育委員会が協力して、青少年を「ネットいじめ」など
から守るために、いつもネットパトロールという取り組みを行っているそうよ。

法律一覽

インターネットにおける人権侵害等が増加していることから、平成12(2000)年以降、さまざまな法律が作られ、防止のための取り組みが行われています。

不正アクセス禁止法

平成12(2000)年2月施行 平成13(2001)年1月改正施行

ネットワークを利用したなりすまし(他人のID、パスワード等を不正に利用する)行為、セキュリティホール(プログラムの不備等)を攻撃して侵入する行為が禁止されています。

プロバイダ責任制限法

平成14(2002)年5月施行

インターネットで人権や著作権の侵害があったときに、プロバイダ事業者や掲示版管理責任者などの責任の範囲を明確にし、プロバイダが被害者救済のための対応をやすくしています。

出会い系サイト規制法

平成15(2003)年9月施行

インターネット異性紹介事業者に対して、利用者への児童(18歳未満)が利用してはならない旨の伝達、利用者が児童でないことの確認を義務付けるものです。この法律は大人も児童も処罰の対象となります。

個人情報保護法

平成16(2004)年5月公布一部施行 平成17(2005)年4月全面施行

個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、国や自治体の責務を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者等に、利用目的を特定し、本人に通知するなど、一定の義務を課しています。

青少年インターネット環境整備法

平成21(2009)年4月施行

主に、子ども・青少年を対象として、インターネットを正しく使う能力の取得や、フィルタリングソフト利用の普及など、安全にインターネットを利用できるようにしています。

(参考: 人権ポケットブック⑩「インターネットと人権」財団法人人権教育啓発推進センター)



祖父：実は、アメリカに住む古い友だちとメールでやりとりをしているんだよ。なかなか、会えないからね。

妹：へえ。すごい。おじいちゃん。

祖父：友だちとは、いつまでも楽しくつながっていたいよね。だから、特に人権に関しては、「これ。おかしいんじゃない。」と言えるように敏感でいたいよね。一番大事なことは、画面の向こう側にいる、見えない人の人権についても意識できることじゃないのかな。

4

インターネット社会とこれから

○グループで、自分たちにできることについて話し合ってみましょう。

電話等の相談窓口

| | |
|---------------------------|---------------|
| 【ヤングテレフォン・いじめ110番】 | ☎073-425-7867 |
| 【子どもと家庭のテレフォン110番】 | ☎073-447-1152 |
| 【県教育センター学びの丘：いじめ相談専用ダイヤル】 | ☎073-422-9961 |
| 【県子ども・女性・障害者相談センター】 | ☎073-445-5312 |
| 【県紀南児童相談所】 | ☎0739-22-1588 |
| 【財和歌山県人権啓発センター】 | ☎073-421-7830 |
| 【県精神保健福祉センター】 | ☎073-435-5192 |

参考ホームページ・電子メールアドレス

▶ ネット安全パトロール和歌山 Web 相談窓口

○ 電子メールアドレス：sodan@wakayama-c.ed.jp

インターネットや携帯電話に関して、「青少年」「子ども」「保護者」が、メールで相談できる窓口です。

▶ 警察庁「インターネット安全・安心相談」

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

「ホームページに自分の名前、住所等の個人情報や悪口を掲載された」「クリックしたら突然、料金請求画面が表示された」など、ネット上のトラブルの相談・解決を支援するサイトです。

▶ 和歌山県警察本部サイバー犯罪対策室

<http://www.police.wakayama.wakayama.jp/>

サイバー犯罪に関する各種情報の収集、情報セキュリティ対策など、防犯活動やサイバーパトロールによる取締りや事例などの情報提供、相談等さまざまな活動を行っています。

■ お問い合わせ

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室
和歌山市小松原通一丁目1

TEL:073-441-3719 FAX:073-441-3724

※ 県教育委員会のホームページに使い方を掲載しています。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/0syogai_top.html

平成22年3月
改訂 平成24年11月



再生紙を使用しています。